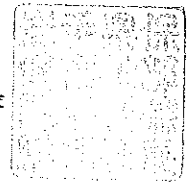




長 第 9 4 5 号  
平成 27 年 1 月 29 日

岩手県社会福祉協議会・高齢者福祉協議会 会長 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長



介護給付適正化における縦覧点検の本格実施に係る協力依頼について

本県の介護保険施策の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付の適正化は、不適切な給付を削減し、制度への信頼を醸成するため、平成 19 年 6 月 29 日付け厚生労働省老健局総務・介護保険・振興・老人保健課通知により示された「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、県において、介護給付適正化計画を策定し、保険者と一体となって取組みを進めているところです。

現在、県内では、平成 23 年度から平成 26 年度を計画期間とした第 2 期介護給付適正化支援計画に基づき、各保険者が地域の実情に応じて、別紙の主要事業に取り組んでいるところであり、県においても、保険者の体制確保が困難な状況を踏まえ、効果的な事業を優先的に実施することが必要と考えているところです。

そのため、今般、平成 27 年度から始まる第 6 期介護保険事業計画における介護保険料の設定を見据え、岩手県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）と連携して、実施効果が高いとされる「縦覧点検」の取組みを県内で進めることとしました。具体的には、平成 26 年度に、北上市を対象にモデル事業を実施し、平成 27 年度は、この取組みを全県に広めていくこととしています。

つきましては、介護給付適正化の趣旨を御理解いただき、県及び各保険者等の取組みに御協力賜りますようお願いいたします。特に、縦覧点検の実施については、介護事業所となっている貴会員様に御確認をさせていただくことがありますので、県等の取組みについて、貴会会員様に周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、県においては、3 月に介護事業所を対象とした介護報酬改定の説明会を開催することとしており、併せて、縦覧点検の実施について説明を行う予定であることを申し添えます。

担 当：介護福祉担当 伊藤知紀  
電 話：019-629-5435 (5442)  
F A X：019-629-5444